

中華人民共和國税関法（日本語訳）

出典：国家税務総局政策法规庫掲載「中华人民共和国海关法」（2021年4月29日第6次改正後の現行版）

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100009/c5193057/content.html>

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。なお、特定の役割を担う者を指す語（経営事業者など）は、その役割に応じて訳した。

沿革：1987年1月22日第6期全国人民代表大会常務委員会第19回会議で可決。2000年7月8日第9期全国人民代表大会常務委員会第16回会議「《中華人民共和國税関法》の改正に関する決定」により第1次改正、2013年6月29日第12期全国人民代表大会常務委員会第3回会議「《中華人民共和國文化財保護法》等12の法律の改正に関する決定」により第2次改正、2013年12月28日第12期全国人民代表大会常務委員会第6回会議「《中華人民共和國海洋環境保護法》等7の法律の改正に関する決定」により第3次改正、2016年11月7日第12期全国人民代表大会常務委員会第24回会議「《中華人民共和國對外貿易法》等12の法律の改正に関する決定」により第4次改正、2017年11月4日第12期全国人民代表大会常務委員会第30回会議「《中華人民共和國會計法》等11の法律の改正に関する決定」により第5次改正、2021年4月29日第13期全国人民代表大会常務委員会第28回会議「《中華人民共和國道路交通安全法》等8の法律の改正に関する決定」により第6次改正。

第1章 総則（第一章 总 则）

第一条

【原文】为了维护国家的主权和利益，加强海关监督管理，促进对外经济贸易和科技文化交往，保障社会主义现代化建设，特制定本法。

【訳文】国家の主権及び利益を守り、税関の監督管理を強化し、対外経済貿易及び科学技術・文化の交流を促進し、社会主義現代化建設を保障するため、特にこの法律を制定する。

第二条

【原文】中华人民共和国海关是国家的进出关境（以下简称进出境）监督管理机关。海关依照本法和有关法律、行政法规，监管进出境的运输工具、货物、行李物品、邮递物品和其他物品（以下简称进出境运输工具、货物、物品），征收关税和其他税、费，查缉走私，并编制海关统计和办理其他海关业务。

【訳文】中華人民共和國税関は、国家の関税領域の出入り（以下「出入境」という。）を監督管理する機関である。税関は、この法律その他の関係法律及び行政法規に従い、出入境する運輸手段、貨物、手荷物物品、郵送物品その他の物品（以下「出入境運輸手段、貨物及び物品」という。）を監督管理し、関税その他の税及び費用を徴収し、密輸を取り締まり、並びに税関統計を作成し、その他の税関業務を処理する。

第三条

【原文】国务院设立海关总署，统一管理全国海关。

国家在对外开放的口岸和海关监管业务集中的地点设立海关。海关的隶属关系，不受行政区划的限制。

海关依法独立行使职权，向海关总署负责。

【訳文】國務院は、税関総署を設置し、全国の税関を統一的に管理する。

国家は、対外開放された通関地及び税関の監督管理業務が集中する地点に税関を設置する。

税関の隸属関係は、行政区画の制限を受けない。

税関は、法により独立して職権を行使し、税関総署に対して責任を負う。

第四条

【原文】国家在海关总署设立专门侦查走私犯罪的公安机构，配备专职缉私警察，负责对其管辖的走私犯罪案件的侦查、拘留、执行逮捕、预审。

海关侦查走私犯罪公安机构履行侦查、拘留、执行逮捕、预审职责，应当按照《中华人民共和国刑事诉讼法》的规定办理。

海关侦查走私犯罪公安机关根据国家有关规定，可以设立分支机构。各分支机构办理其管辖的走私犯罪案件，应当依法向有管辖权的人民检察院移送起诉。

地方各级公安机关应当配合海关侦查走私犯罪公安机关依法履行职责。

【訳文】国家は、税関総署に密輸犯罪を専門に捜査する公安機構を設置し、専従の密輸取締警察官を配置し、その管轄する密輸犯罪事件の捜査、拘留、逮捕の執行及び予審を担当させる。

税関の密輸犯罪捜査公安機構は、捜査、拘留、逮捕の執行及び予審の職責を履行するに当たり、《中華人民共和国刑事訴訟法》の規定に従って処理しなければならない。

税関の密輸犯罪捜査公安機構は、国家の関係規定に基づき、分支機構を設置することができる。各分支機構は、その管轄する密輸犯罪事件を処理するに当たり、法により管轄権を有する人民検察院に移送して起訴を求めなければならない。

地方各級の公安機関は、税関の密輸犯罪捜査公安機構が法により職責を履行することに協力しなければならない。

第五条

【原文】国家实行联合缉私、统一处理、综合治理的缉私体制。海关负责组织、协调、管理查缉走私工作。有关规定由国务院另行制定。

各有关行政执法部门查获的走私案件，应当给予行政处罚的，移送海关依法处理；涉嫌犯罪的，应当移送海关侦查走私犯罪公安机关、地方公安机关依据案件管辖分工和法定程序办理。

【訳文】国家は、合同取締り、統一処理及び総合対策の密輸取締体制を実施する。税関は、密輸の取締業務の組織、調整及び管理に責任を負う。関係規定は、国務院が別に定める。各関係行政法執行部門が摘発した密輸事件で、行政処罰を科すべきものは、税関に移送して法により処理させる。犯罪の嫌疑があるものは、税関の密輸犯罪捜査公安機構又は地方の公安機関に移送し、事件の管轄分担及び法定の手續に従って処理させなければならない。

第六条

【原文】海关可以行使下列权力：

（一）检查进出境运输工具，查验进出境货物、物品；对违反本法或者其他有关法律、行政法规的，可以扣留。

（二）查阅进出境人员的证件；查问违反本法或者其他有关法律、行政法规的嫌疑人，调查其违法行为。

（三）查阅、复制与进出境运输工具、货物、物品有关的合同、发票、帐册、单据、记录、文件、业务函电、录音录像制品和其他资料；对其中与违反本法或者其他有关法律、行政法规的进出境运输工具、货物、物品有牵连的，可以扣留。

（四）在海关监管区和海关附近沿海沿边规定地区，检查有走私嫌疑的运输工具和藏匿走私货物、物品嫌疑的场所，检查走私嫌疑人的身体；对有走私嫌疑的运输工具、货物、物品和走私犯罪嫌疑人，经直属海关关长或者其授权的隶属海关关长批准，可以扣留；对走私犯罪嫌疑人，扣留时间不超过二十四小时，在特殊情况下可以延长至四十八小时。

在海关监管区和海关附近沿海沿边规定地区以外，海关在调查走私案件时，对有走私嫌疑的运输工具和除公民住处以外的藏匿走私货物、物品嫌疑的场所，经直属海关关长或者其授权的隶属海关关长批准，可以进行检查，有关当事人应当到场；当事人未到场的，在有见证人在场的情况下，可以径行检查；对其中有证据证明有走私嫌疑的运输工具、货物、物品，可以扣留。

海关附近沿海沿边规定地区的范围，由海关总署和国务院公安部门会同有关省级人民政府确定。

（五）在调查走私案件时，经直属海关关长或者其授权的隶属海关关长批准，可以查询案件涉嫌单位和涉嫌人员在金融机构、邮政企业的存款、汇款。

（六）进出境运输工具或者个人违抗海关监管逃逸的，海关可以连续追至海关监管区和海关附近沿海沿边规定地区以外，将其带回处理。

（七）海关为履行职责，可以配备武器。海关工作人员佩带和使用武器的规则，由海关总署会同国务院公安部门制定，报国务院批准。

（八）法律、行政法规规定由海关行使的其他权力。

【訳文】税関は、次に掲げる権限を行使することができる。

（1）出入境運輸手段を検査し、出入境貨物及び物品を検査すること。この法律その他の関係法律又は行政法規に違反するものについては、留置することができる。

（2）出入境者の証明書を閲覧すること。この法律その他の関係法律又は行政法規に違反した嫌疑者を尋問し、その違法行為を調査すること。

（3）出入境運輸手段、貨物及び物品に係る契約、インボイス、帳簿、伝票、記録、文書、業務上の書簡・電信、録音録画製品その他の資料を閲覧し及び複製すること。そのうちこの法律その他の関係法律又は行政法規に違反する出入境運輸手段、貨物及び物品に関わるものについては、留置することができる。

（4）税関監督管理区域及び税関付近の沿海・沿辺の所定地域において、密輸の嫌疑のある運輸手段及び密輸貨物又は物品を隠匿している嫌疑のある場所を検査し、密輸の嫌疑者の身体を検査すること。密輸の嫌疑のある運輸手段、貨物及び物品並びに密輸犯罪の被疑者については、直属税関の関長又はその授權を受けた隷属税関の関長の承認を経て、留置することができる。密輸犯罪の被疑者の留置時間は24時間を超えないものとし、特殊な事情があるときは48時間まで延長することができる。

税関監督管理区域及び税関付近の沿海・沿辺の所定地域外において、税関は、密輸事件を調査する際に、密輸の嫌疑のある運輸手段及び公民の住居以外の密輸貨物又は物品を隠匿している嫌疑のある場所について、直属税関の関長又はその授權を受けた隷属税関の関長の承認を経て、検査を行うことができ、関係当事者は立ち会わなければならない。当事者が立ち会

わないときは、立会人の立会いの下で、直ちに検査することができる。そのうち密輸の嫌疑があることを証明する証拠のある運輸手段、貨物及び物品については、留置することができる。

税関付近の沿海・沿辺の所定地域の範囲は、税関総署及び国務院公安部門が関係する省級人民政府と共同で確定する。

（5）密輸事件を調査する際に、直属税関の関長又はその授権を受けた隷属税関の関長の承認を経て、事件に関わる嫌疑のある法人その他の団体及び者の金融機関及び郵政企業における預金及び送金を照会すること。

（6）出入境運輸手段又は個人が税関の監督管理に抵抗して逃走したときは、税関は、税関監督管理区域及び税関付近の沿海・沿辺の所定地域外まで継続して追跡し、これを連れ戻して処理することができる。

（7）税関は、職責を履行するため、武器を配備することができる。税関職員の武器の携帯及び使用の規則は、税関総署が国務院公安部門と共同で制定し、国務院に報告して承認を得る。

（8）法律又は行政法規に定めるその他の税関が行使する権限

第七条

【原文】各地方、各部门应当支持海关依法行使职权，不得非法干预海关的执法活动。

【訳文】各地方及び各部門は、税関が法により職権を行使することを支持しなければならず、税関の法執行活動に不法に干渉してはならない。

第八条

【原文】进出境运输工具、货物、物品，必须通过设立海关的地点进境或者出境。在特殊情况下，需要经过未设立海关的地点临时进境或者出境的，必须经国务院或者国务院授权的机关批准，并依照本法规定办理海关手续。

【訳文】出入境運輸手段、貨物及び物品は、税関が設置された地点を経由して入境し又は出境しなければならない。特殊な事情により、税関が設置されていない地点を経由して臨時に入境し又は出境する必要があるときは、国務院又は国務院が授権した機関の承認を得、かつ、この法律の規定により税関手続を行わなければならない。

第九条

【原文】进出口货物，除另有规定的外，可以由进出口货物收发货人自行办理报关纳税手续，也可以由进出口货物收发货人委托报关企业办理报关纳税手续。

进出境物品的所有人可以自行办理报关纳税手续，也可以委托他人办理报关纳税手续。

【訳文】輸出入貨物は、別段の定めがある場合を除き、輸出入貨物の荷受人・荷送人が自ら通関・納税手続を行うことができ、また、輸出入貨物の荷受人・荷送人が通関企業に委託して通関・納税手続を行わせることもできる。

出入境物品の所有者は、自ら通関・納税手続を行うことができ、また、他人に委託して通関・納税手続を行わせることもできる。

第十条

【原文】报关企业接受进出口货物收发货人的委托，以委托人的名义办理报关手续的，应当向海关提交由委托人签署的授权委托书，遵守本法对委托人的各项规定。

报关企业接受进出口货物收发货人的委托，以自己的名义办理报关手续的，应当承担与收发货人相同的法律责任。

委托人委托报关企业办理报关手续的，应当向报关企业提供所委托报关事项的真实情况；报关企业接受委托人的委托办理报关手续的，应当对委托人所提供情况的真实性进行合理审查。

【訳文】通関企業が輸出入貨物の荷受人・荷送人の委託を受けて委託者の名義で通関手続を行うときは、税関に委託者が署名した授權委任状を提出し、委託者に関するこの法律の各規定を遵守しなければならない。

通関企業が輸出入貨物の荷受人・荷送人の委託を受けて自己の名義で通関手続を行うときは、荷受人・荷送人と同一の法的責任を負わなければならない。

委託者が通関企業に通関手続を委託するときは、通関企業に委託する通関事項の真実の状況を提供しなければならない。通関企業が委託者の委託を受けて通関手続を行うときは、委託者が提供した状況の真実性について合理的な審査をしなければならない。

第十一条

【原文】进出口货物收发货人、报关企业办理报关手续，应当依法向海关备案。

报关企业和报关人员不得非法代理他人报关。

【訳文】輸出入貨物の荷受人・荷送人及び通関企業は、通関手続を行うに当たり、法により税関に届出をしなければならない。

通関企業及び通関人員は、他人のために不法に通関を代理してはならない。

第十二条

【原文】海关依法执行职务，有关单位和个人应当如实回答询问，并予以配合，任何单位和个人不得阻挠。

海关执行职务受到暴力抗拒时，执行有关任务的公安机关和人民武装警察部队应当予以协助。

【訳文】税関が法により職務を執行するときは、関係する法人その他の団体及び個人は、質問に事実のとおり回答し、かつ、協力しなければならない、いかなる法人その他の団体及び個人もこれを妨げてはならない。

税関が職務の執行に当たり暴力による抵抗を受けたときは、関係する任務を執行する公安機関及び人民武装警察部隊は、援助しなければならない。

第十三条

【原文】海关建立对违反本法规定逃避海关监管行为的举报制度。

任何单位和个人均有权对违反本法规定逃避海关监管的行为进行举报。

海关对举报或者协助查获违反本法案件的有功单位和个人，应当给予精神的或者物质的奖励。

海关应当为举报人保密。

【訳文】税関は、この法律の規定に違反して税関の監督管理を免れる行為に関する通報制度を設ける。

いかなる法人その他の団体及び個人も、この法律の規定に違反して税関の監督管理を免れる行為を通報する権利を有する。

税関は、この法律に違反する事件を通報し又はその摘発に協力した功績のある法人その他の団体及び個人に対し、精神的又は物質的な報奨を与えなければならない。

税関は、通報者の秘密を守らなければならない。

第2章 出入境運輸手段（第二章 进出境运输工具）

第十四条

【原文】进出境运输工具到达或者驶离设立海关的地点时，运输工具负责人应当向海关如实申报，交验单证，并接受海关监管和检查。

停留在设立海关的地点的进出境运输工具，未经海关同意，不得擅自驶离。

进出境运输工具从一个设立海关的地点驶往另一个设立海关的地点的，应当符合海关监管要求，办理海关手续，未办结海关手续的，不得改驶境外。

【訳文】出入境運輸手段が税関の設置された地点に到着し又は当該地点を出発するときは、運輸手段の責任者は、税関に事実のとおり申告し、書類を提出して検査を受け、かつ、税関の監督管理及び検査を受けなければならない。

税関の設置された地点に停留する出入境運輸手段は、税関の同意を得ずに、無断で出発してはならない。

出入境運輸手段が税関の設置された一の地点から税関の設置された他の地点へ向かうときは、税関の監督管理の要件に適合し、税関手続を行わなければならない、税関手続を完了していないときは、境外へ行き先を変更してはならない。

第十五条

【原文】进境运输工具在进境以后向海关申报以前，出境运输工具在办结海关手续以后出境以前，应当按照交通主管机关规定的路线行进；交通主管机关没有规定的，由海关指定。

【訳文】入境運輸手段は入境後税関に申告するまでの間、出境運輸手段は税関手続の完了後出境するまでの間、交通主管機関が定める経路に従って進行しなければならない。交通主管機関が定めていないときは、税関が指定する。

第十六条

【原文】进出境船舶、火车、航空器到达和驶离时间、停留地点、停留期间更换地点以及装卸货物、物品时间，运输工具负责人或者有关交通运输部门应当事先通知海关。

【訳文】出入境する船舶、列車及び航空機の到着及び出発の時間、停留地点、停留期間中の地点の変更並びに貨物及び物品の積卸しの時間については、運輸手段の責任者又は関係する交通運輸部門は、事前に税関に通知しなければならない。

第十七条

【原文】运输工具装卸进出境货物、物品或者上下进出境旅客，应当接受海关监管。货物、物品装卸完毕，运输工具负责人应当向海关递交反映实际装卸情况的交接单据和记录。上下进出境运输工具的人员携带物品的，应当向海关如实申报，并接受海关检查。

【訳文】運輸手段が出入境貨物若しくは物品を積み卸し、又は出入境旅客を乗降させるときは、税関の監督管理を受けなければならない。

貨物及び物品の積卸しが完了したときは、運輸手段の責任者は、税関に実際の積卸しの状況を反映した引渡書類及び記録を提出しなければならない。

出入境運輸手段に乗降する者が物品を携帯するときは、税関に事実のとおり申告し、かつ、税関の検査を受けなければならない。

第十八条

【原文】海关检查进出境运输工具时，运输工具负责人应当到场，并根据海关的要求开启舱室、房间、车门；有走私嫌疑的，并应当开拆可能藏匿走私货物、物品的部位，搬移货物、物料。

海关根据工作需要，可以派员随运输工具执行职务，运输工具负责人应当提供方便。

【訳文】税関が出入境運輸手段を検査するときは、運輸手段の責任者は、立ち会い、税関の要求に応じて船倉、室及び車両の扉を開けなければならない。密輸の嫌疑があるときは、更

に密輸貨物又は物品を隠匿している可能性のある部位を開披し、貨物及び物資を移動しなければならない。

税関は、業務上の必要に応じて、職員を派遣して運輸手段に同乗させて職務を執行させることができ、運輸手段の責任者は、便宜を提供しなければならない。

第十九条

【原文】进境的境外运输工具和出境的境内运输工具，未向海关办理手续并缴纳关税，不得转让或者移作他用。

【訳文】入境した境外の運輸手段及び出境した境内の運輸手段は、税関に手続を行い関税を納付しなければ、譲渡し又は他の用途に転用してはならない。

第二十条

【原文】进出境船舶和航空器兼营境内客、货运输，应当符合海关监管要求。

进出境运输工具改营境内运输，需向海关办理手续。

【訳文】出入境する船舶及び航空機が境内の旅客又は貨物の運送を兼営するときは、税関の監督管理の要件に適合しなければならない。

出入境運輸手段を境内の運送に転業させるときは、税関に手続を行う必要がある。

第二十一条

【原文】沿海运输船舶、渔船和从事海上作业的特种船舶，未经海关同意，不得载运或者换取、买卖、转让进出境货物、物品。

【訳文】沿海運送船舶、漁船及び海上作業に従事する特殊船舶は、税関の同意を得ずに、出入境貨物若しくは物品を積載し、又はこれを交換し、売買し若しくは譲渡ししてはならない。

第二十二条

【原文】进出境船舶和航空器，由于不可抗力的原因，被迫在未设立海关的地点停泊、降落或者抛掷、装卸货物、物品，运输工具负责人应当立即报告附近海关。

【訳文】出入境する船舶及び航空機が、不可抗力により、税関が設置されていない地点にやむを得ず停泊し、着陸し、又は貨物若しくは物品を投棄し若しくは陸揚げしたときは、運輸手段の責任者は、直ちに付近の税関に報告しなければならない。

第 3 章 出入境貨物（第三章 進出境貨物）

第二十三条

【原文】进口货物自进境起到办结海关手续止，出口货物自向海关申报起到出境止，过境、转运和通运货物自进境起到出境止，应当接受海关监管。

【訳文】輸入貨物は入境の時から税関手続の完了まで、輸出貨物は税関への申告の時から出境まで、通過貨物、積替貨物及び通し運送貨物は入境の時から出境まで、税関の監督管理を受けなければならない。

第二十四条

【原文】进口货物的收货人、出口货物的发货人应当向海关如实申报，交验进出口许可证件和有关单证。国家限制进出口的货物，没有进出口许可证件的，不予放行，具体处理办法由国务院规定。

进口货物的收货人应当自运输工具申报进境之日起十四日内，出口货物的发货人除海关特准的外应当在货物运抵海关监管区后、装货的二十四小时以前，向海关申报。

进口货物的收货人超过前款规定期限向海关申报的，由海关征收滞报金。

【訳文】輸入貨物の荷受人及び輸出貨物の荷送人は、税関に事実のとおり申告し、輸出入許可証書及び関係書類を提出して検査を受けなければならない。国家が輸出入を制限する貨物で、輸出入許可証書がないものは、通関を許可せず、具体的な処理方法は国务院が定める。輸入貨物の荷受人は運輸手段の入境申告の日から 14 日以内に、輸出貨物の荷送人は税関が特に許可する場合を除き貨物が税関監督管理区域に到着した後、積込みの 24 時間前までに、税関に申告しなければならない。

輸入貨物の荷受人が前項に定める期限を過ぎて税関に申告したときは、税関は、申告遅延金を徴収する。

第二十五条

【原文】办理进出口货物的海关申报手续，应当采用纸质报关单和电子数据报关单的形式。

【訳文】輸出入貨物の税関申告手続は、紙の通関申告書及び電子データの通関申告書の形式を用いて行わなければならない。

第二十六条

【原文】海关接受申报后，报关单证及其内容不得修改或者撤销，但符合海关规定情形的除外。

【訳文】税関が申告を受理した後は、通関書類及びその内容を修正し又は撤回してはならない。ただし、税関の規定に適合する場合は、この限りでない。

第二十七条

【原文】进口货物的收货人经海关同意，可以在申报前查看货物或者提取货样。需要依法检疫的货物，应当在检疫合格后提取货样。

【訳文】輸入貨物の荷受人は、税関の同意を得て、申告前に貨物を見分し、又は貨物の見本を採取することができる。法により検疫を要する貨物については、検疫に合格した後に見本を採取しなければならない。

第二十八条

【原文】进出口货物应当接受海关查验。海关查验货物时，进口货物的收货人、出口货物的发货人应当到场，并负责搬移货物，开拆和重封货物的包装。海关认为必要时，可以径行开验、复验或者提取货样。

海关在特殊情况下对进出口货物予以免验，具体办法由海关总署制定。

【訳文】輸出入貨物は、税関の検査を受けなければならない。税関が貨物を検査するときは、輸入貨物の荷受人及び輸出貨物の荷送人は、立ち会い、貨物の移動並びに貨物の包装の開披及び再封を担当しなければならない。税関は、必要と認めるときは、直ちに開披検査し、再検査し、又は貨物の見本を採取することができる。

税関は、特殊な事情があるときは、輸出入貨物の検査を免除する。具体的な方法は、税関総署が定める。

第二十九条

【原文】除海关特准的外，进出口货物在收发货人缴清税款或者提供担保后，由海关签印放行。

【訳文】税関が特に許可する場合を除き、輸出入貨物は、荷受人・荷送人が税額を完納し、又は担保を提供した後に、税関が署名押印して通関を許可する。

第三十条

【原文】进口货物的收货人自运输工具申报进境之日起超过三个月未向海关申报的，其进口货物由海关提取依法变卖处理，所得价款在扣除运输、装卸、储存等费用和税款后，尚有余款的，自货物依法变卖之日起一年内，经收货人申请，予以发还；其中属于国家对进口有限制性规定，应当提交许可证件而不能提供的，不予发还。逾期无人申请或者不予发还的，上缴国库。

确属误卸或者溢卸的进境货物，经海关审定，由原运输工具负责人或者货物的收发货人自该运输工具卸货之日起三个月内，办理退运或者进口手续；必要时，经海关批准，可以延期三个月。逾期末办手续的，由海关按前款规定处理。

前两款所列货物不宜长期保存的，海关可以根据实际情况提前处理。

收货人或者货物所有人声明放弃的进口货物，由海关提取依法变卖处理；所得价款在扣除运输、装卸、储存等费用后，上缴国库。

【訳文】輸入貨物の荷受人が運輸手段の入境申告の日から3か月を超えて税関に申告しないときは、その輸入貨物は、税関が引き取って法により換価処分し、得られた代金から運送、積卸し、保管等の費用及び税額を控除してなお残額があるときは、貨物が法により換価された日から1年以内に、荷受人の申請により返還する。そのうち、国家が輸入について制限的な規定を設けているもので、許可証書を提出すべきであるのに提出することができないものは、返還しない。期限を過ぎても申請がないもの又は返還しないものは、国庫に納付する。誤って陸揚げされ又は過剰に陸揚げされたことが確かな入境貨物については、税関の審査決定を経て、元の運輸手段の責任者又は貨物の荷受人・荷送人が当該運輸手段の荷卸しの日から3か月以内に返送又は輸入の手続を行う。必要なときは、税関の承認を経て、3か月延長することができる。期限を過ぎても手続を行わないときは、税関が前項の規定により処理する。

前2項に掲げる貨物で長期の保存に適さないものについては、税関は、実際の状況に応じて期限前に処理することができる。

荷受人又は貨物の所有者が放棄を表明した輸入貨物は、税関が引き取って法により換価処分し、得られた代金から運送、積卸し、保管等の費用を控除した後、国庫に納付する。

第三十一条

【原文】按照法律、行政法规、国务院或者海关总署规定暂时进口或者暂时出口的货物，应当在六个月内复运出境或者复运进境；需要延长复运出境或者复运进境期限的，应当根据海关总署的规定办理延期手续。

【訳文】法律、行政法規、國務院又は税関総署の規定に従って一時的に輸入され又は一時的に輸出された貨物は、6か月以内に再輸出され又は再輸入されなければならない。再輸出又は再輸入の期限を延長する必要があるときは、税関総署の規定に従って延期の手続を行わなければならない。

第三十二条

【原文】经营保税货物的储存、加工、装配、展示、运输、寄售业务和经营免税商店，应当符合海关监管要求，经海关批准，并办理注册手续。

保税货物的转让、转移以及进出保税场所，应当向海关办理有关手续，接受海关监管和查验。

【訳文】保税貨物の保管、加工、組立て、展示、運送若しくは委託販売の業務を經營し、又は免税店を經營するときは、税関の監督管理の要件に適合し、税関の承認を得、かつ、登録手続を行わなければならない。

保税貨物の譲渡、移転及び保税場所への搬入・搬出については、税関に關係手続を行い、税関の監督管理及び検査を受けなければならない。

第三十三条

【原文】企业从事加工贸易，应当按照海关总署的规定向海关备案。加工贸易制成品单位耗料量由海关按照有关规定核定。

加工贸易制成品应当在规定的期限内复出口。其中使用的进口料件，属于国家规定准予保税的，应当向海关办理核销手续；属于先征收税款的，依法向海关办理退税手续。

加工贸易保税进口料件或者制成品内销的，海关对保税的进口料件依法征税；属于国家对进口有限制性规定的，还应当向海关提交进口许可证件。

【訳文】加工貿易に従事する企業は、税関総署の規定に従って税関に届出をしなければならない。加工貿易の完成品の法人その他の団体当たり原材料消費量は、税関が關係規定に従って査定する。

加工貿易の完成品は、所定の期限内に再輸出しなければならない。そのうち使用した輸入原材料・部品で、国家の規定により保税が認められるものについては、税関で消込手続を行わなければならない、先に税額を徴収されたものについては、法により税関で還付手続を行う。加工貿易の保税輸入原材料・部品又は完成品を国内で販売するときは、税関は、保税の輸入原材料・部品について法により課税する。国家が輸入について制限的な規定を設けているものについては、更に税関に輸入許可証書を提出しなければならない。

第三十四条

【原文】经国务院批准在中华人民共和国境内设立的保税区等海关特殊监管区域，由海关按照国家有关规定实施监管。

【訳文】國務院の承認を得て中華人民共和国の境内に設置された保税区等の税関特殊監督管理区域は、税関が国家の關係規定に従って監督管理を実施する。

第三十五条

【原文】进口货物应当由收货人在货物的进境地海关办理海关手续，出口货物应当由发货人在货物的出境地海关办理海关手续。

经收发货人申请，海关同意，进口货物的收货人可以在设有海关的指运地、出口货物的发货人可以在设有海关的启运地办理海关手续。上述货物的转关运输，应当符合海关监管要求；必要时，海关可以派员押运。

经电缆、管道或者其他特殊方式输送进出境的货物，经营单位应当定期向指定的海关申报和办理海关手续。

【訳文】輸入貨物は荷受人が貨物の入境地の税関で、輸出貨物は荷送人が貨物の出境地の税関で、税関手続を行わなければならない。

荷受人・荷送人の申請により税関が同意したときは、輸入貨物の荷受人は税関の設置された指定仕向地で、輸出貨物の荷送人は税関の設置された仕出地で、税関手続を行うことができる。上記の貨物の保税転送運送は、税関の監督管理の要件に適合しなければならない。必要などきは、税関は、職員を派遣して護送させることができる。

電線、パイプラインその他の特殊な方式により輸送されて出入境する貨物については、経営事業者は、定期的に指定された税関に申告し、税関手続を行わなければならない。

第三十六条

【原文】过境、转运和通运货物，运输工具负责人应当向进境地海关如实申报，并应当在规定的期限内运输出境。

海关认为必要时，可以查验过境、转运和通运货物。

【訳文】通過貨物、積替貨物及び通し運送貨物については、運輸手段の責任者は、入境地の税関に事実のとおり申告し、かつ、所定の期限内に境外へ運送しなければならない。

税関は、必要と認めるときは、通過貨物、積替貨物及び通し運送貨物を検査することができる。

第三十七条

【原文】海关监管货物，未经海关许可，不得开拆、提取、交付、发运、调换、改装、抵押、质押、留置、转让、更换标记、移作他用或者进行其他处置。

海关加施的封志，任何人不得擅自开启或者损毁。

人民法院判决、裁定或者有关行政执法部门决定处理海关监管货物的，应当责令当事人办结海关手续。

【訳文】税関監督管理貨物は、税関の許可を得ずに、開披し、引き取り、引き渡し、発送し、交換し、改装し、抵当権若しくは質権を設定し、留置し、譲渡し、標識を変更し、他の用途に転用し、又はその他の処分をしてはならない。

税関が施した封印は、何人も無断で開け又は損壊してはならない。

人民法院の判決若しくは裁定又は関係行政法執行部門の決定により税関監督管理貨物を処理するときは、当事者に税関手続を完了させなければならない。

第三十八条

【原文】经营海关监管货物仓储业务的企业，应当经海关注册，并按照海关规定，办理收存、交付手续。

在海关监管区外存放海关监管货物，应当经海关同意，并接受海关监管。

违反前两款规定或者在保管海关监管货物期间造成海关监管货物损毁或者灭失的，除不可抗力外，对海关监管货物负有保管义务的人应当承担相应的纳税义务和法律责任。

【訳文】税関監督管理貨物の倉庫保管業務を經營する企業は、税関に登録し、かつ、税関の規定に従って受入れ及び引渡しの手続を行わなければならない。

税関監督管理区域外に税関監督管理貨物を保管するときは、税関の同意を得、かつ、税関の監督管理を受けなければならない。

前2項の規定に違反し、又は税関監督管理貨物の保管期間中に税関監督管理貨物を損壊させ若しくは滅失させたときは、不可抗力による場合を除き、税関監督管理貨物について保管義務を負う者は、相応の納税義務及び法的責任を負わなければならない。

第三十九条

【原文】进出境集装箱的监管办法、打捞进出境货物和沉船的监管办法、边境小额贸易进出口货物的监管办法，以及本法未具体列明的其他进出境货物的监管办法，由海关总署或者由海关总署会同国务院有关部门另行制定。

【訳文】出入境コンテナの監督管理方法、出入境貨物及び沈没船の引揚げの監督管理方法、边境小額貿易の輸出入貨物の監督管理方法並びにこの法律に具体的に列挙されていないその他の出入境貨物の監督管理方法は、税関総署が、又は税関総署が国务院の関係部門と共同で、別に定める。

第四十条

【原文】国家对进出境货物、物品有禁止性或者限制性规定的，海关依据法律、行政法规、国务院的规定或者国务院有关部门依据法律、行政法规的授权作出的规定实施监管。具体监管办法由海关总署制定。

【訳文】国家が出入境貨物及び物品について禁止的又は制限的な規定を設けているときは、税関は、法律、行政法規、国务院の規定又は国务院の関係部門が法律若しくは行政法規の授權に基づいて定めた規定により監督管理を実施する。具体的な監督管理方法は、税関総署が定める。

第四十一条

【原文】进出口货物的原产地按照国家有关原产地规则的规定确定。

【訳文】 輸出入貨物の原産地は、国家の関係する原産地規則の規定により確定する。

第四十二条

【原文】 进出口货物的商品归类按照国家有关商品归类的规定确定。

海关可以要求进出口货物的收发货人提供确定商品归类所需的有关资料；必要时，海关可以组织化验、检验，并将海关认定的化验、检验结果作为商品归类的依据。

【訳文】 輸出入貨物の商品分類は、国家の関係する商品分類の規定により確定する。

税関は、輸出入貨物の荷受人・荷送人に対し、商品分類の確定に必要な関係資料の提供を求めることができる。必要なときは、税関は、化学分析又は検査を組織し、税関が認定した化学分析又は検査の結果を商品分類の根拠とすることができる。

第四十三条

【原文】 海关可以根据对外贸易经营者提出的书面申请，对拟作进口或者出口的货物预先作出商品归类等行政裁定。

进口或者出口相同货物，应当适用相同的商品归类行政裁定。

海关对所作出的商品归类等行政裁定，应当予以公布。

【訳文】 税関は、対外貿易経営者が提出した書面による申請に基づき、輸入し又は輸出しようとする貨物について、事前に商品分類等の行政裁定をすることができる。

同一の貨物を輸入し又は輸出するときは、同一の商品分類の行政裁定を適用しなければならない。

税関は、その行った商品分類等の行政裁定を公表しなければならない。

第四十四条

【原文】 海关依照法律、行政法规的规定，对与进出境货物有关的知识产权实施保护。

需要向海关申报知识产权状况的，进出口货物收发货人及其代理人应当按照国家规定向海关如实申报有关知识产权状况，并提交合法使用有关知识产权的证明文件。

【訳文】 税関は、法律及び行政法規の規定に従い、出入境貨物に関する知的財産権の保護を実施する。

税関に知的財産権の状況を申告する必要があるときは、輸出入貨物の荷受人・荷送人及びその代理人は、国家の規定に従い、税関に関する知的財産権の状況を事実のとおり申告し、かつ、関係する知的財産権を合法的に使用していることの証明文書を提出しなければならない。

第四十五条

【原文】自进出口货物放行之日起三年内或者在保税货物、减免税进口货物的海关监管期限内及其后的三年内，海关可以对与进出口货物直接有关的企业、单位的会计帐簿、会计凭证、报关单证以及其他有关资料和有关进出口货物实施稽查。具体办法由国务院规定。

【訳文】輸出入貨物の通関許可の日から3年以内、又は保税貨物若しくは減免税輸入貨物の税関監督管理期間内及びその後の3年以内において、税関は、輸出入貨物に直接関係する企業及び法人その他の団体の会計帳簿、会計証憑、通関書類その他の関係資料並びに関係する輸出入貨物について事後調査を実施することができる。具体的な方法は、国務院が定める。

第4章 出入境物品（第四章 进出境物品）

第四十六条

【原文】个人携带进出境的行李物品、邮寄进出境的物品，应当以自用、合理数量为限，并接受海关监管。

【訳文】個人が携帯して出入境する手荷物物品及び郵送により出入境する物品は、自己使用のための合理的な数量に限り、かつ、税関の監督管理を受けなければならない。

第四十七条

【原文】进出境物品的所有人应当向海关如实申报，并接受海关查验。
海关加施的封志，任何人不得擅自开启或者损毁。

【訳文】出入境物品の所有者は、税関に事実のとおり申告し、かつ、税関の検査を受けなければならない。

税関が施した封印は、何人も無断で開け又は損壊してはならない。

第四十八条

【原文】进出境邮袋的装卸、转运和过境，应当接受海关监管。邮政企业应当向海关递交邮件路单。

邮政企业应当将开拆及封发国际邮袋的时间事先通知海关，海关应当按时派员到场监管查验。

【訳文】出入境郵袋の積卸し、積替え及び通過は、税関の監督管理を受けなければならない。郵政企業は、税関に郵便物路線票を提出しなければならない。

郵政企業は、国際郵袋の開披及び封緘発送の時間を事前に税関に通知しなければならない、税関は、時間どおりに職員を派遣して立ち会わせ、監督管理及び検査をさせなければならない。

第四十九条

【原文】 邮运进出境的物品，经海关查验放行后，有关经营单位方可投递或者交付。

【訳文】 郵便により出入境する物品は、税関の検査を経て通関が許可された後に、関係する経営事業者がこれを配達し又は交付することができる。

第五十条

【原文】 经海关登记准予暂时免税进境或者暂时免税出境的物品，应当由本人复带出境或者复带进境。

过境人员未经海关批准，不得将其所带物品留在境内。

【訳文】 税関の登録を経て一時的な免税入境又は一時的な免税出境が許可された物品は、本人が再び携帯して出境し又は入境しなければならない。

通過旅客は、税関の承認を得ずに、その携帯する物品を境内に留め置いてはならない。

第五十一条

【原文】 进出境物品所有人声明放弃的物品、在海关规定期限内未办理海关手续或者无人认领的物品，以及无法投递又无法退回的进境邮递物品，由海关依照本法第三十条的规定处理。

【訳文】 出入境物品の所有者が放棄を表明した物品、税関の定める期限内に税関手続が行われず又は引取人のない物品及び配達することも返送することもできない入境郵送物品は、税関がこの法律第 30 条の規定により処理する。

第五十二条

【原文】 享有外交特权和豁免的外国机构或者人员的公务用品或者自用物品进出境，依照有关法律、行政法规的规定办理。

【訳文】 外交特権及び免除を享有する外国機関又は人員の公用品又は自己使用物品の出入境は、関係法律及び行政法規の規定により処理する。

第 5 章 関税（第五章 関 税）

第五十三条

【原文】 准许进出口的货物、进出境物品，由海关依法征收关税。

【訳文】 輸出入が許可された貨物及び出入境物品については、税関が法により関税を徴収する。

第五十四条

【原文】进口货物的收货人、出口货物的发货人、进出境物品的所有人，是关税的纳税义务人。

【訳文】輸入貨物の荷受人、輸出貨物の荷送人及び出入境物品の所有者は、関税の納税義務者である。

第五十五条

【原文】进出口货物的完税价格，由海关以该货物的成交价格为基础审查确定。成交价格不能确定时，完税价格由海关依法估定。

进口货物的完税价格包括货物的货价、货物运抵中华人民共和国境内输入地点起卸前的运输及其相关费用、保险费；出口货物的完税价格包括货物的货价、货物运至中华人民共和国境内输出地点装载前的运输及其相关费用、保险费，但是其中包含的出口关税税额，应当予以扣除。进出境物品的完税价格，由海关依法确定。

【訳文】輸出入貨物の課税価格は、税関が当該貨物の取引価格を基礎として審査し確定する。取引価格を確定することができないときは、課税価格は、税関が法により評価して定める。

輸入貨物の課税価格には、貨物の価格並びに貨物が中華人民共和国の境内の輸入地点に到着し陸揚げされる前の運送費及びその関連費用並びに保険料を含む。輸出貨物の課税価格には、貨物の価格並びに貨物が中華人民共和国の境内の輸出地点に運ばれ積み込まれる前の運送費及びその関連費用並びに保険料を含む。ただし、そのうちに含まれる輸出関税の税額は、控除しなければならない。

出入境物品の課税価格は、税関が法により確定する。

第五十六条

【原文】下列进出口货物、进出境物品，减征或者免征关税：

- （一）无商业价值的广告品和货样；
- （二）外国政府、国际组织无偿赠送的物资；
- （三）在海关放行前遭受损坏或者损失的货物；
- （四）规定数额以内的物品；
- （五）法律规定减征、免征关税的其他货物、物品；
- （六）中华人民共和国缔结或者参加的国际条约规定减征、免征关税的货物、物品。

【訳文】次に掲げる輸出入貨物及び出入境物品については、関税を減額し又は免除する。

- （1）商業的価値のない広告品及び貨物見本
- （2）外国政府又は国際機関が無償で贈与する物資
- （3）税関の通関許可前に損壊又は損失を受けた貨物

- (4) 所定の額以内の物品
- (5) 法律が関税の減額又は免除を定めるその他の貨物及び物品
- (6) 中華人民共和国が締結し又は加入した国際条約が関税の減額又は免除を定める貨物及び物品

第五十七条

【原文】 特定地区、特定企业或者有特定用途的进出口货物，可以减征或者免征关税。特定减征或者免税的范围和办法由国务院规定。

依照前款规定减征或者免征关税进口的货物，只能用于特定地区、特定企业或者特定用途，未经海关核准并补缴关税，不得移作他用。

【訳文】 特定の地区、特定の企業又は特定の用途に係る輸出入貨物については、関税を減額し又は免除することができる。特定の減税又は免税の範囲及び方法は、国務院が定める。前項の規定により関税を減額され又は免除されて輸入された貨物は、特定の地区、特定の企業又は特定の用途にのみ用いることができ、税関の承認を得て関税を追納しなければ、他の用途に転用してはならない。

第五十八条

【原文】 本法第五十六条、第五十七条第一款规定范围以外的临时减征或者免征关税，由国务院决定。

【訳文】 この法律第56条及び第57条第1項に定める範囲外の臨時の関税の減額又は免除は、国務院が決定する。

第五十九条

【原文】 暂时进口或者暂时出口的货物，以及特准进口的保税货物，在货物收发货人向海关缴纳相当于税款的保证金或者提供担保后，准予暂时免纳关税。

【訳文】 一時的に輸入され若しくは一時的に輸出される貨物及び特に輸入が許可された保税貨物については、貨物の荷受人・荷送人が税関に税額に相当する保証金を納付し、又は担保を提供した後、一時的に関税の納付を免除することを許可する。

第六十条

【原文】 进出口货物的纳税义务人，应当自海关填发税款缴款书之日起十五日内缴纳税款；逾期缴纳的，由海关征收滞纳金。纳税义务人、担保人超过三个月仍未缴纳的，经直属海关关长或者其授权的隶属海关关长批准，海关可以采取下列强制措施：

- (一) 书面通知其开户银行或者其他金融机构从其存款中扣缴税款；

（二）将应税货物依法变卖，以变卖所得抵缴税款；

（三）扣留并依法变卖其价值相当于应纳税款的货物或者其他财产，以变卖所得抵缴税款。

海关采取强制措施时，对前款所列纳税义务人、担保人未缴纳的滞纳金同时强制执行。

进出境物品的纳税义务人，应当在物品放行前缴纳税款。

【訳文】輸出入貨物の納税義務者は、税関が税額納付書を発行した日から15日以内に税額を納付しなければならない。期限を過ぎて納付したときは、税関は延滞金を徴収する。納税義務者又は保証人が3か月を超えてもなお納付しないときは、直属税関の関長又はその授權を受けた隸属税関の関長の承認を経て、税関は、次に掲げる強制措置をとることができる。

（1）その口座開設銀行その他の金融機関に書面で通知し、その預金から税額を差し引いて納付させること。

（2）課税貨物を法により換価し、換価代金をもって税額に充当すること。

（3）納付すべき税額に相当する価値の貨物その他の財産を留置して法により換価し、換価代金をもって税額に充当すること。

税関が強制措置をとるときは、前項に掲げる納税義務者又は保証人が納付していない延滞金についても同時に強制執行する。

出入境物品の納税義務者は、物品の通関許可前に税額を納付しなければならない。

第六十一条

【原文】进出口货物的纳税义务人在规定的纳税期限内有明显的转移、藏匿其应税货物以及其他财产迹象的，海关可以责令纳税义务人提供担保；纳税义务人不能提供纳税担保的，经直属海关关长或者其授权的隶属海关关长批准，海关可以采取下列税收保全措施：

（一）书面通知纳税义务人开户银行或者其他金融机构暂停支付纳税义务人相当于应纳税款的存款；

（二）扣留纳税义务人价值相当于应纳税款的货物或者其他财产。

纳税义务人在规定的纳税期限内缴纳税款的，海关必须立即解除税收保全措施；期限届满仍未缴纳税款的，经直属海关关长或者其授权的隶属海关关长批准，海关可以书面通知纳税义务人开户银行或者其他金融机构从其暂停支付的存款中扣缴税款，或者依法变卖所扣留的货物或者其他财产，以变卖所得抵缴税款。

采取税收保全措施不当，或者纳税义务人在规定期限内已缴纳税款，海关未立即解除税收保全措施，致使纳税义务人的合法权益受到损失的，海关应当依法承担赔偿责任。

【訳文】輸出入貨物の納税義務者が所定の納税期限内にその課税貨物その他の財産を移転し又は隠匿する明らかな形跡があるときは、税関は、納税義務者に担保の提供を命ずることができる。納税義務者が納税担保を提供することができないときは、直属税関の関長又はその授權を受けた隸属税関の関長の承認を経て、税関は、次に掲げる税收保全措置をとることができる。

(1) 納税義務者の口座開設銀行その他の金融機関に書面で通知し、納付すべき税額に相当する納税義務者の預金の支払を一時停止させること。

(2) 納付すべき税額に相当する価値の納税義務者の貨物その他の財産を留置すること。
納税義務者が所定の納税期限内に税額を納付したときは、税関は、直ちに税收保全措置を解除しなければならない。期限が満了してもなお税額を納付しないときは、直属税関の関長又はその授權を受けた隷属税関の関長の承認を経て、税関は、納税義務者の口座開設銀行その他の金融機関に書面で通知し、支払を一時停止した預金から税額を差し引いて納付させ、又は留置した貨物その他の財産を法により換価し、換価代金をもって税額に充当することができる。

税收保全措置のとり方が不当であったとき、又は納税義務者が所定の期限内に既に税額を納付したのに税関が直ちに税收保全措置を解除せず、納税義務者の合法的な権益に損失を被らせたときは、税関は、法により賠償責任を負わなければならない。

第六十二条

【原文】 进出口货物、进出境物品放行后，海关发现少征或者漏征税款，应当自缴纳税款或者货物、物品放行之日起一年内，向纳税义务人补征。因纳税义务人违反规定而造成的少征或者漏征，海关在三年以内可以追征。

【訳文】 輸出入貨物又は出入境物品の通関許可後、税関は、税額の過少徴収又は徴収漏れを発見したときは、税額の納付又は貨物若しくは物品の通関許可の日から1年以内に、納税義務者から追加徴収しなければならない。納税義務者の規定違反により生じた過少徴収又は徴収漏れについては、税関は、3年以内に追徴することができる。

第六十三条

【原文】 海关多征的税款，海关发现后应当立即退还；纳税义务人自缴纳税款之日起一年内，可以要求海关退还。

【訳文】 税関が過大に徴収した税額は、税関がこれが発見した後直ちに還付しなければならない。納税義務者は、税額を納付した日から1年以内に、税関に還付を求めることができる。

第六十四条

【原文】 纳税义务人同海关发生纳税争议时，应当缴纳税款，并可以依法申请行政复议；对复议决定仍不服的，可以依法向人民法院提起诉讼。

【訳文】 納税義務者が税関との間で納税に関する紛争を生じたときは、税額を納付しなければならない、かつ、法により行政不服審査を申し立てることができる。不服審査の決定になお不服があるときは、法により人民法院に訴訟を提起することができる。

第六十五条

【原文】 进口环节海关代征税的征收管理，适用关税征收管理的规定。

【訳文】 輸入段階において税関が代理徴収する税の徴収管理については、関税の徴収管理に関する規定を適用する。

第 6 章 税関事務の担保（第六章 海关事务担保）

第六十六条

【原文】 在确定货物的商品归类、估价和提供有效报关单证或者办结其他海关手续前，收发货人要求放行货物的，海关应当在其提供与其依法应当履行的法律义务相适应的担保后放行。法律、行政法规规定可以免除担保的除外。

法律、行政法规对履行海关义务的担保另有规定的，从其规定。

国家对进出境货物、物品有限制性规定，应当提供许可证件而不能提供的，以及法律、行政法规规定不得担保的其他情形，海关不得办理担保放行。

【訳文】 貨物の商品分類、価格評価及び有効な通関書類の提出又はその他の税関手続の完了前に、荷受人・荷送人が貨物の通関許可を求めるときは、税関は、その者が法により履行すべき法的義務に相応する担保を提供した後に通関を許可しなければならない。ただし、法律又は行政法規が担保を免除することができると定めるときは、この限りでない。

法律又は行政法規が税関上の義務の履行の担保について別段の定めを設けているときは、その定めによる。

国家が出入境貨物又は物品について制限的な規定を設けており、許可証書を提出すべきであるのに提出することができないとき、及び法律又は行政法規が担保をしてはならないと定めるその他の場合には、税関は、担保による通関許可をしてはならない。

第六十七条

【原文】 具有履行海关事务担保能力的法人、其他组织或者公民，可以成为担保人。法律规定不得为担保人的除外。

【訳文】 税関事務の担保を履行する能力を有する法人、その他の組織又は公民は、保証人となることができる。ただし、法律が保証人となることができないと定めるときは、この限りでない。

第六十八条

【原文】担保人可以以下列财产、权利提供担保：

- （一）人民币、可自由兑换货币；
- （二）汇票、本票、支票、债券、存单；
- （三）银行或者非银行金融机构的保函；
- （四）海关依法认可的其他财产、权利。

【訳文】保証人は、次に掲げる財産又は権利をもって担保を提供することができる。

- （1）人民元又は自由交換可能通貨
- （2）為替手形、約束手形、小切手、債券又は預金証書
- （3）銀行又はノンバンク金融機関の保証状
- （4）税関が法により認めるその他の財産又は権利

第六十九条

【原文】担保人应当在担保期限内承担担保责任。担保人履行担保责任的，不免除被担保人应当办理有关海关手续的义务。

【訳文】保証人は、担保期間内において担保責任を負わなければならない。保証人が担保責任を履行したときであっても、被担保者が関係する税関手続を行うべき義務は免除されない。

第七十条

【原文】海关事务担保管理办法，由国务院规定。

【訳文】税関事務の担保の管理方法は、国务院が定める。

第7章 法執行の監督（第七章 執法監督）

第七十一条

【原文】海关履行职责，必须遵守法律，维护国家利益，依照法定职权和法定程序严格执法，接受监督。

【訳文】税関は、職責を履行するに当たり、法律を遵守し、国家の利益を守り、法定の職権及び法定の手続に従って厳格に法を執行し、監督を受けなければならない。

第七十二条

【原文】海关工作人员必须秉公执法，廉洁自律，忠于职守，文明服务，不得有下列行为：

- （一）包庇、纵容走私或者与他人串通进行走私；
- （二）非法限制他人人身自由，非法检查他人身体、住所或者场所，非法检查、扣留进出境运输工具、货物、物品；
- （三）利用职权为自己或者他人谋取私利；
- （四）索取、收受贿赂；
- （五）泄露国家秘密、商业秘密和海关工作秘密；
- （六）滥用职权，故意刁难，拖延监管、查验；
- （七）购买、私分、占用没收的走私货物、物品；
- （八）参与或者变相参与营利性经营活动；
- （九）违反法定程序或者超越权限执行职务；
- （十）其他违法行为。

【訳文】税関職員は、公正に法を執行し、清廉に自らを律し、職務に忠実であり、礼節あるサービスを提供しなければならない、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）密輸をかばい若しくは放任し、又は他人と通謀して密輸を行うこと。
- （2）他人の人身の自由を不法に制限し、他人の身体、住居若しくは場所を不法に検査し、又は出入境運輸手段、貨物若しくは物品を不法に検査し若しくは留置すること。
- （3）職権を利用して自己又は他人のために私利を図ること。
- （4）賄賂を要求し又は收受すること。
- （5）国家秘密、営業秘密及び税関業務上の秘密を漏洩すること。
- （6）職権を濫用し、故意に難癖をつけ、監督管理又は検査を遅延させること。
- （7）没収された密輸貨物又は物品を購入し、私的に分配し又は占有すること。
- （8）営利的経営活動に参加し、又は形を変えて参加すること。
- （9）法定の手續に違反し、又は権限を超えて職務を執行すること。
- （10）その他の違法行為

第七十三条

【原文】海关应当根据依法履行职责的需要，加强队伍建设，使海关工作人员具有良好的政治、业务素质。

海关专业人员应当具有法律和相关专业知识，符合海关规定的专业岗位任职要求。

海关招收工作人员应当按照国家规定，公开考试，严格考核，择优录用。

海关应当有计划地对其工作人员进行政治思想、法制、海关业务培训和考核。海关工作人员必须定期接受培训和考核，经考核不合格的，不得继续上岗执行职务。

【訳文】税関は、法により職責を履行する必要に応じて、組織の建設を強化し、税関職員が良好な政治的及び業務上の資質を備えるようにしなければならない。

税関の専門職員は、法律及び関連する専門知識を有し、税関が定める専門職の任職要件に適合しなければならない。

税関が職員を採用するときは、国家の規定に従い、公開試験を行い、厳格に審査し、優秀な者を選んで採用しなければならない。

税関は、計画的にその職員に対して政治思想、法制及び税関業務の研修及び考課を行わなければならない。税関職員は、定期的に研修及び考課を受けなければならない。考課で不合格となった者は、引き続き職務に就いて職務を執行してはならない。

第七十四条

【原文】海关总署应当实行海关关长定期交流制度。

海关关长定期向上一级海关述职，如实陈述其执行职务情况。海关总署应当定期对直属海关关长进行考核，直属海关应当定期对隶属海关关长进行考核。

【訳文】税関総署は、税関の関長の定期的な人事交流制度を実施しなければならない。

税関の関長は、定期的に一級上の税関に職務報告を行い、その職務執行の状況を事実のとおり述べる。税関総署は、定期的に直属税関の関長の考課を行わなければならない。直属税関は、定期的に隷属税関の関長の考課を行わなければならない。

第七十五条

【原文】海关及其工作人员的行政执法活动，依法接受监察机关的监督；缉私警察进行侦查活动，依法接受人民检察院的监督。

【訳文】税関及びその職員の行政法執行活動は、法により監察機関の監督を受ける。密輸取締警察官の捜査活動は、法により人民検察院の監督を受ける。

第七十六条

【原文】审计机关依法对海关的财政收支进行审计监督，对海关办理的与国家财政收支有关的事项，有权进行专项审计调查。

【訳文】会計検査機関は、法により税関の財政収支について会計検査監督を行い、税関が処理する国家の財政収支に関係する事項について、特別会計検査調査を行う権限を有する。

第七十七条

【原文】上级海关应当对下级海关的执法活动依法进行监督。上级海关认为下级海关作出的处理或者决定不适当的，可以依法予以变更或者撤销。

【訳文】上級税関は、下級税関の法執行活動について法により監督を行わなければならない。上級税関は、下級税関が行った処理又は決定が適当でないと認めるときは、法によりこれを変更し又は取り消すことができる。

第七十八条

【原文】海关应当依照本法和其他有关法律、行政法规的规定，建立健全内部监督制度，对其工作人员执行法律、行政法规和遵守纪律的情况，进行监督检查。

【訳文】税関は、この法律その他の関係法律及び行政法規の規定に従い、内部監督制度を確立し健全化し、その職員の法律及び行政法規の執行並びに規律の遵守の状況について監督検査を行わなければならない。

第七十九条

【原文】海关内部负责审单、查验、放行、稽查和调查等主要岗位的职责权限应当明确，并相互分离、相互制约。

【訳文】税関内部の書類審査、検査、通関許可、事後調査及び調査等を担当する主要な職位の職責及び権限は、明確にし、かつ、相互に分離し、相互に牽制させなければならない。

第八十条

【原文】任何单位和个人均有权对海关及其工作人员的违法、违纪行为进行控告、检举。收到控告、检举的机关有权处理的，应当依法按照职责分工及时查处。收到控告、检举的机关和负责查处的机关应当为控告人、检举人保密。

【訳文】いかなる法人その他の団体及び個人も、税関及びその職員の違法又は規律違反の行為について告訴し又は告発する権利を有する。告訴又は告発を受けた機関が処理の権限を有するときは、法により職責分担に従い速やかに調査処分しなければならない。告訴又は告発を受けた機関及び調査処分を担当する機関は、告訴人又は告発人の秘密を守らなければならない。

第八十一条

【原文】海关工作人员在调查处理违法案件时，遇有下列情形之一的，应当回避：

- （一）是本案的当事人或者是当事人的近亲属；
- （二）本人或者其近亲属与本案有利害关系；
- （三）与本案当事人有其他关系，可能影响案件公正处理的。

【訳文】税関職員は、違法事件を調査し処理するに当たり、次のいずれかに該当するときは、回避しなければならない。

- （1）当該事件の当事者又は当事者の近親者であるとき。
- （2）本人又はその近親者が当該事件と利害関係を有するとき。
- （3）当該事件の当事者とその他の関係があり、事件の公正な処理に影響を及ぼすおそれがあるとき。

第8章 法的責任（第八章 法律责任）

第八十二条

【原文】违反本法及有关法律、行政法规，逃避海关监管，偷逃应纳税款、逃避国家有关进出境的禁止性或者限制性管理，有下列情形之一的，是走私行为：

（一）运输、携带、邮寄国家禁止或者限制进出境货物、物品或者依法应当缴纳税款的货物、物品进出境的；

（二）未经海关许可并且未缴纳应纳税款、交验有关许可证件，擅自将保税货物、特定减免税货物以及其他海关监管货物、物品、进境的境外运输工具，在境内销售的；

（三）有逃避海关监管，构成走私的其他行为的。

有前款所列行为之一，尚不构成犯罪的，由海关没收走私货物、物品及违法所得，可以并处罚款；专门或者多次用于掩护走私的货物、物品，专门或者多次用于走私的运输工具，予以没收，藏匿走私货物、物品的特制设备，责令拆毁或者没收。

有第一款所列行为之一，构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】この法律及び関係法律又は行政法規に違反して、税関の監督管理を免れ、納付すべき税額の納付を逃れ、又は出入境に関する国家の禁止的若しくは制限的な管理を免れ、次のいずれかに該当する行為は、密輸行為である。

（1）国家が出入境を禁止し若しくは制限する貨物若しくは物品又は法により税額を納付すべき貨物若しくは物品を運送し、携帯し又は郵送して出入境させること。

（2）税関の許可を得ず、かつ、納付すべき税額を納付せず、関係する許可証書を提出して検査を受けずに、保税貨物、特定減免税貨物その他の税関監督管理貨物若しくは物品又は入境した境外の運輸手段を無断で境内において販売すること。

（3）税関の監督管理を免れ、密輸を構成するその他の行為をすること。

前項に掲げる行為のいずれかをし、まだ犯罪を構成しないときは、税関が密輸貨物及び物品並びに違法所得を没収し、過料を併科することができる。専ら又は多数回にわたり密輸の隠れみのに用いた貨物及び物品並びに専ら又は多数回にわたり密輸に用いた運輸手段は没収し、密輸貨物又は物品を隠匿するための特製の設備は、取り壊しを命じ又は没収する。

第1項に掲げる行為のいずれかをし、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第八十三条

【原文】有下列行为之一的，按走私行为论处，依照本法第八十二条的规定处罚：

（一）直接向走私人非法收购走私进口的货物、物品的；

（二）在内海、领海、界河、界湖，船舶及所载人员运输、收购、贩卖国家禁止或者限制进出口的货物、物品，或者运输、收购、贩卖依法应当缴纳税款的货物，没有合法证明的。

【訳文】次に掲げる行為のいずれかをした者は、密輸行為として論じ、この法律第82条の規定により処罰する。

（1）密輸者から密輸入された貨物又は物品を直接不法に買い受けること。

（2）内海、領海、境界河川又は境界湖沼において、船舶及び搭乗者が、国家が出入境を禁止若しくは制限する貨物若しくは物品を運送し、買い受け若しくは転売し、又は法により税額を納付すべき貨物を運送し、買い受け若しくは転売し、合法的な証明がないこと。

第八十四条

【原文】伪造、变造、买卖海关单证，与走私人通谋为走私人提供贷款、资金、帐号、发票、证明、海关单证，与走私人通谋为走私人提供运输、保管、邮寄或者其他方便，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，由海关没收违法所得，并处罚款。

【訳文】税関書類を偽造し、変造し若しくは売買し、密輸者と通謀して密輸者に貸付金、資金、口座番号、インボイス、証明若しくは税関書類を提供し、又は密輸者と通謀して密輸者に運送、保管、郵送その他の便宜を提供し、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。まだ犯罪を構成しないときは、税関が違法所得を没収し、過料を併科する。

第八十五条

【原文】个人携带、邮寄超过合理数量的自用物品进出境，未依法向海关申报的，责令补缴关税，可以处以罚款。

【訳文】個人が合理的な数量を超える自己使用物品を携帯し又は郵送して出入境させ、法により税関に申告しなかったときは、関税の追納を命じ、過料を科することができる。

第八十六条

【原文】违反本法规定有下列行为之一的，可以处以罚款，有违法所得的，没收违法所得：

- （一）运输工具不经设立海关的地点进出境的；
- （二）不将进出境运输工具到达的时间、停留的地点或者更换的地点通知海关的；
- （三）进出口货物、物品或者过境、转运、通运货物向海关申报不实的；
- （四）不按照规定接受海关对进出境运输工具、货物、物品进行检查、查验的；
- （五）进出境运输工具未经海关同意，擅自装卸进出境货物、物品或者上下进出境旅客的；
- （六）在设立海关的地点停留的进出境运输工具未经海关同意，擅自驶离的；
- （七）进出境运输工具从一个设立海关的地点驶往另一个设立海关的地点，尚未办结海关手续又未经海关批准，中途擅自改驶境外或者境内未设立海关的地点的；

（八）進出境運輸工具、不符合海關監管要求或者未向海關辦理手續，擅自兼營或者改營境內運輸的；

（九）由於不可抗力原因，進出境船舶和航空器被迫在未設立海關的地点停泊、降落或者在境內拋擲、起卸貨物、物品，無正當理由，不向附近海關報告的；

（十）未經海關許可，擅自將海關監管貨物開拆、提取、交付、發運、調換、改裝、抵押、質押、留置、轉讓、更換標記、移作他用或者進行其他處置的；

（十一）擅自開啟或者損毀海關封志的；

（十二）經營海關監管貨物的運輸、儲存、加工等業務，有關貨物滅失或者有關記錄不真實，不能提供正當理由的；

（十三）有違反海關監管規定的其他行為的。

【訳文】この法律の規定に違反して次に掲げる行為のいずれかをした者は、過料に処することができ、違法所得があるときは、違法所得を没収する。

（1）運輸手段が税関の設置された地点を経由せずに出入境したとき。

（2）出入境運輸手段の到着時間、停留地点又は変更地点を税関に通知しなかったとき。

（3）輸出入貨物若しくは物品又は通過貨物、積替貨物若しくは通し運送貨物について、税関に事実と異なる申告をしたとき。

（4）規定に従った出入境運輸手段、貨物又は物品に対する税関の検査を受けなかったとき。

（5）出入境運輸手段が税関の同意を得ずに、無断で出入境貨物若しくは物品を積み卸し、又は出入境旅客を乗降させたとき。

（6）税関の設置された地点に停留する出入境運輸手段が税関の同意を得ずに、無断で出発したとき。

（7）出入境運輸手段が税関の設置された一の地点から税関の設置された他の地点へ向かう際、税関手続を完了せず、かつ、税関の承認を得ずに、途中で無断で境外又は境内の税関が設置されていない地点へ行き先を変更したとき。

（8）出入境運輸手段が税関の監督管理の要件に適合せず、又は税関に手続を行わずに、無断で境内の運送を兼営し又は境内の運送に転業したとき。

（9）不可抗力により、出入境する船舶及び航空機が税関の設置されていない地点にやむを得ず停泊し若しくは着陸し、又は境内で貨物若しくは物品を投棄し若しくは陸揚げした場合において、正当な理由なく付近の税関に報告しなかったとき。

（10）税関の許可を得ずに、無断で税関監督管理貨物を開披し、引き取り、引き渡し、発送し、交換し、改裝し、抵当権若しくは質権を設定し、留置し、譲渡し、標識を変更し、他の用途に転用し、又はその他の処分をしたとき。

（11）無断で税関の封印を開け又は損壊したとき。

（12）税関監督管理貨物の運送、保管、加工等の業務を経営し、関係する貨物が滅失し、又は関係する記録が真実でなく、正当な理由を提出することができないとき。

（13）税関の監督管理規定に違反するその他の行為をしたとき。

第八十七条

【原文】海关准予从事有关业务的企业，违反本法有关规定的，由海关责令改正，可以给予警告，暂停其从事有关业务，直至撤销注册。

【訳文】税関が関係業務への従事を許可した企業がこの法律の関係規定に違反したときは、税関が是正を命じ、警告を与え、その関係業務への従事を一時停止させ、又は登録を取り消すことができる。

第八十八条

【原文】未向海关备案从事报关业务的，海关可以处以罚款。

【訳文】税関に届出をせずに通関業務に従事した者に対しては、税関は、過料を科することができる。

第八十九条

【原文】报关企业非法代理他人报关的，由海关责令改正，处以罚款；情节严重的，禁止其从事报关活动。

报关人员非法代理他人报关的，由海关责令改正，处以罚款。

【訳文】通関企業が他人のために不法に通関を代理したときは、税関が是正を命じ、過料を科する。情状が重いときは、その通関活動への従事を禁止する。

通関人員が他人のために不法に通関を代理したときは、税関が是正を命じ、過料を科する。

第九十条

【原文】进出口货物收发货人、报关企业向海关工作人员行贿的，由海关禁止其从事报关活动，并处以罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

报关人员向海关工作人员行贿的，处以罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】輸出入貨物の荷受人・荷送人又は通関企業が税関職員に贈賄したときは、税関がその通関活動への従事を禁止し、過料を併科する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

通関人員が税関職員に贈賄したときは、過料を科する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第九十一条

【原文】违反本法规定进出口侵犯中华人民共和国法律、行政法规保护的知识产权的货物的，由海关依法没收侵权货物，并处以罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】この法律の規定に違反して、中華人民共和国の法律又は行政法規が保護する知的財産権を侵害する貨物を輸出入したときは、税関が法により権利侵害貨物を没収し、過料を併科する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第九十二条

【原文】海关依法扣留的货物、物品、运输工具，在人民法院判决或者海关处罚决定作出之前，不得处理。但是，危险品或者鲜活、易腐、易失效等不宜长期保存的货物、物品以及所有人申请先行变卖的货物、物品、运输工具，经直属海关关长或者其授权的隶属海关关长批准，可以先行依法变卖，变卖所得价款由海关保存，并通知其所有人。

人民法院判决没收或者海关决定没收的走私货物、物品、违法所得、走私运输工具、特制设备，由海关依法统一处理，所得价款和海关决定处以的罚款，全部上缴中央国库。

【訳文】税関が法により留置した貨物、物品及び運輸手段は、人民法院の判決又は税関の処罰決定がなされる前に、処分してはならない。ただし、危険物品又は生鮮品、腐敗しやすいもの、効力を失いやすいもの等の長期の保存に適さない貨物若しくは物品及び所有者が先行換価を申請した貨物、物品若しくは運輸手段は、直属税関の関長又はその授權を受けた隷属税関の関長の承認を経て、先に法により換価することができ、換価代金は税関が保管し、かつ、その所有者に通知する。

人民法院が没収の判決をし、又は税関が没収の決定をした密輸貨物、物品、違法所得、密輸運輸手段及び特製の設備は、税関が法により統一的に処理し、得られた代金及び税関が科する旨決定した過料は、すべて中央国庫に納付する。

第九十三条

【原文】当事人逾期不履行海关的处罚决定又不申请复议或者向人民法院提起诉讼的，作出处罚决定的海关可以将其保证金抵缴或者将其被扣留的货物、物品、运输工具依法变价抵缴，也可以申请人民法院强制执行。

【訳文】当事者が期限を過ぎても税関の処罰決定を履行せず、かつ、不服審査を申し立てず又は人民法院に訴訟を提起しないときは、処罰決定をした税関は、その保証金を充当し、若しくはその留置された貨物、物品若しくは運輸手段を法により換価して充当し、又は人民法院に強制執行を申し立てることができる。

第九十四条

【原文】 海关在查验进出境货物、物品时，损坏被查验的货物、物品的，应当赔偿实际损失。

【訳文】 税関が出入境貨物又は物品を検査する際に、検査を受けた貨物又は物品を損壊したときは、実際の損失を賠償しなければならない。

第九十五条

【原文】 海关违法扣留货物、物品、运输工具，致使当事人的合法权益受到损失的，应当依法承担赔偿责任。

【訳文】 税関が違法に貨物、物品又は運輸手段を留置し、当事者の合法的な權益に損失を被らせたときは、法により賠償責任を負わなければならない。

第九十六条

【原文】 海关工作人员有本法第七十二条所列行为之一的，依法给予行政处分；有违法所得的，依法没收违法所得；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】 税関職員がこの法律第72条に掲げる行為のいずれかをしたときは、法により行政処分を科する。違法所得があるときは、法により違法所得を没収する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第九十七条

【原文】 海关的财政收支违反法律、行政法规规定的，由审计机关以及有关部门依照法律、行政法规的规定作出处理；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依法给予行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】 税関の財政収支が法律又は行政法規の規定に違反したときは、会計検査機関及び関係部門が法律又は行政法規の規定により処理する。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対しては、法により行政処分を科する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第九十八条

【原文】 未按照本法规定为控告人、检举人、举报人保密的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员，由所在单位或者有关单位依法给予行政处分。

【訳文】 この法律の規定に従って告訴人、告発人又は通報者の秘密を守らなかったときは、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、その所属する法人その他の団体又は関係する法人その他の団体が法により行政処分を科する。

第九十九条

【原文】海关工作人员在调查处理违法案件时，未按照本法规定进行回避的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依法给予行政处分。

【訳文】税関職員が違法事件を調査し処理する際に、この法律の規定に従って回避しなかったときは、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法により行政処分を科する。

第9章 附則（第九章附則）

第一百条

【原文】本法下列用语的含义：

直属海关，是指直接由海关总署领导，负责管理一定区域范围内的海关业务的海关；隶属海关，是指由直属海关领导，负责办理具体海关业务的海关。

进出境运输工具，是指用以载运人员、货物、物品进出境的各种船舶、车辆、航空器和驮畜。

过境、转运和通运货物，是指由境外启运、通过中国境内继续运往境外的货物。其中，通过境内陆路运输的，称过境货物；在境内设立海关的地点换装运输工具，而不通过境内陆路运输的，称转运货物；由船舶、航空器载运进境并由原装运输工具载运出境的，称通运货物。

海关监管货物，是指本法第二十三条所列的进出口货物，过境、转运、通运货物，特定减免税货物，以及暂时进出口货物、保税货物和其他尚未办结海关手续的进出境货物。

保税货物，是指经海关批准未办理纳税手续进境，在境内储存、加工、装配后复运出境的货物。

海关监管区，是指设立海关的港口、车站、机场、国界孔道、国际邮件互换局（交换站）和其他有海关监管业务的场所，以及虽未设立海关，但是经国务院批准的进出境地点。

【訳文】この法律における次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

直属税関とは、税関総署が直接指導し、一定の区域範囲内の税関業務の管理を担当する税関をいう。隷属税関とは、直属税関が指導し、具体的な税関業務の処理を担当する税関をいう。

出入境運輸手段とは、人員、貨物及び物品を積載して出入境するために用いる各種の船舶、車両、航空機及び駄獣をいう。

通過貨物、積替貨物及び通し運送貨物とは、境外から発送され、中国の境内を経由して引き続き境外へ運送される貨物をいう。そのうち、境内の陸路運送を経由するものを通過貨物といい、境内の税関が設置された地点で運輸手段を積み替え、境内の陸路運送を経由しないものを積替貨物といい、船舶又は航空機に積載されて入境し、元の運輸手段に積載されて出境するものを通し運送貨物という。

税関監督管理貨物とは、この法律第 23 条に掲げる輸出入貨物、通過貨物、積替貨物及び通し運送貨物、特定減免税貨物並びに一時輸出入貨物、保税貨物その他のまだ税関手続を完了していない出入境貨物をいう。

保税貨物とは、税関の承認を得て納税手続を行わずに入境し、境内で保管、加工又は組立てを行った後に再輸出される貨物をいう。

税関監督管理区域とは、税関が設置された港、駅、空港、国境通路、国際郵便交換局（交換所）その他の税関監督管理業務がある場所及び税関は設置されていないが国務院の承認を得た出入境地点をいう。

第一百零一条

【原文】 经济特区等特定地区同境内其他地区之间往来的运输工具、货物、物品的监管办法，由国务院另行规定。

【訳文】 経済特区等の特定地区と境内のその他の地区との間を往来する運輸手段、貨物及び物品の監督管理方法は、国務院が別に定める。

第一百零二条

【原文】 本法自 1987 年 7 月 1 日起施行。1951 年 4 月 18 日中央人民政府公布的《中华人民共和国暂行海关法》同时废止。

【訳文】 この法律は、1987 年 7 月 1 日から施行する。1951 年 4 月 18 日に中央人民政府が公布した《中華人民共和国暫定税関法》は、同時に廃止する。